

ベトナムの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という）は、インドシナ半島の東側に位置し、南北に細長い「S」字形をした、人口約 9600 万人の社会主義国家である。

とくに 1990 年代以降、製造業を中心とする多くの日本企業が、ベトナム企業との貿易を行い、またベトナムに対する投資を行ってきたことから、ベトナムは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。ベトナムは、急速な発展を続ける東南アジアの中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなベトナムの重要性に鑑みると、ベトナムの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、ベトナムの知的財産法の概要を紹介することとした。

II 知的財産法全般

1 概要

ベトナムの法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。

ベトナムの法制度は、歴史的には旧ソ連の法制度の影響を強く受けたが、近時は日本や欧米を含む先進国の法制度の影響が強くなっている。

ベトナムの知的財産法制度は、主に、民法、知的財産法、技術移転法、その他多数の政令 (décret) 等により構成されている²。

ベトナムは 2007 年に WTO に加盟したが、TRIPS 協定で定められた要件を満たすため、2005 年に「知的財産法」を制定した。「知的財産法」は、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、営業秘密、不正競争行為等について規定している。全 222 条からなる「知的財産法」の主な体系は、表 1 のとおりである³。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 主な知財関連法令の日本語訳は、下記ウェブサイトに掲載されている。
https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokujii.htm
<http://www.cric.or.jp/db/world/index.html>

³ 本稿における「知的財産法」に関する訳語は、特許庁の下記ウェブページに掲載されて

表1：ベトナムの「知的財産法」の主な体系

第1部 総則		
第2部 著作権及 び隣接権	第1章 著作権及び隣接権 の保護条件	①著作権の保護条件、②隣接権の保護条件
	第2章 著作権、隣接権の 保護の内容、制限及び期間	①著作権の保護の内容、制限及び期間、②隣接 権の内容、制限及び期間
	第3章 著作権所有者及び 隣接権所有者	
	第4章 著作権、隣接権の 譲渡	①著作権、隣接権の譲渡、②著作権、隣接権の 行使の移転
	第5章 著作権及び隣接権 の登録証明	
	第6章 著作権、隣接権の 分野における代理、コンサ ルティング及びサービス組 織	
第3部 工業所有 権	第7章 工業所有権の保護 に係る要件	①発明に係る保護要件、②工業意匠に係る保護 要件、③回路配置に係る保護要件、④標章に係 る保護要件、⑤商号に係る保護要件、⑥地理的 表示に係る保護要件、⑦営業秘密に係る保護要 件
	第8章 発明、工業意匠、回 路配置、標章及び地理的表 示に対する工業所有権の確 定	①発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的 表示の登録、②工業所有権登録出願、③工業所 有権登録出願の処理及び保護証書の付与に係 る手続、④国際出願及びその処理
	第9章 工業所有権の所有 者、範囲及び制限	①工業所有権の所有者及び範囲、②工業所有権 の制限
	第10章 工業所有権の移転	①工業所有権の譲渡、②工業所有権のライセン ス許諾、③発明の強制ライセンス許諾、④工業 所有権の移転契約の登録
	第11章 工業所有権代理人	

いる和訳に従った。

https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf

第4部 植物品種 に係る権 利	第12章 植物体種の保護に 係る条件	
	第13章 植物体種に係る権 利確定	①植物品種に係る権利確定、②保護登録出願の 出願様式及び処理手続
	第14章 植物体種に係る権 利の内容及び制限	①植物品種に係る権利の内容、②植物品種に係 る権利の制限
	第15章 植物体種に係る権 利の移転	
第5部 知的所有 権の保護	第16章 知的所有権の保護 に関する総則	
	第17章 民事裁判による知 的所有権に対する侵害の取 扱	
	第18章 行政及び刑事措置 による知的所有権の侵害の 取扱；知的所有権関係の輸 入及び輸出の管理	①行政及び刑事措置による知的所有権の侵害 の取扱、②知的所有権関係の輸入及び輸出の管 理
第6部 施行規定		

ベトナムは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、WTO協定、TRIPS協定、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）等である。

知的財産権に関連するベトナムの政府機関のうち最も主要なものである「国家知的財産庁」（National Office of Intellectual Property（NOIP））は、主に特許、実用新案、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

2 知財・研究開発等に関連する優遇税制

ベトナムにおける知財・研究開発等に関連する優遇税制の主なものを紹介する。

第1に、特定の業種（ハイテク・研究開発、新素材・新エネルギー製品の生産、電子製品・重機・農業機械・自動車・自動車部品・船舶の生産、情報技術・ソフトウェア・デジタルコンテンツの生産等）のプロジェクトに対し、以下のとおり、法人所得税の減免が認められる。また、固定資産設置のための商品及びプロジェクト実施のための原材料・部品

の輸入関税の免除、土地賃借料・土地使用税の減免も認められる。

- ① 高級鋼・省エネ製品の製造等の事業の場合、法人所得税の軽減税率は17%とされ(10年間)、2年間免除、その後4年間半減とされる。
- ② 研究開発、技術開発、ハイテク応用、ソフトウェア開発、複合材料・軽量建材・稀少原料の生産、再生可能エネルギー・クリーンエネルギーの生産、バイオ技術開発、環境保護の新規投資・事業拡大事業、ハイテク技術を用いた農業、投資許可書発行後3年以内に投資資本6兆ドンの払込が完了し、売上発生後4年以内に年間売上高10兆ドン以上に達する事業、投資許可書発行後3年以内に投資資本6兆ドンの払込が完了し、売上発生後4年以内に年平均3,000人以上の雇用を生む事業、投資資本が最低12兆ドンで、最新技術を使用し、投資許可書発行後5年以内に投資資本を拠出する、大規模製造業プロジェクト、指定された裾野産業製品に該当する製造業の投資プロジェクトの場合、法人所得税の軽減税率は10%とされ(15年間)、4年間免除、その後9年間半減とされる。

第2に、国内企業は、研究開発準備金(国内において将来の研究開発活動に使用するため、引き当てた研究開発費)を設定し、課税所得の10%の範囲内で、準備金として引き当てた金額を控除できる。研究開発準備金は、その設定の翌事業年度から5年内に70%以上を使用する必要がある。

III 特許・実用新案

1 概要

前述したとおり、特許・実用新案については、「知的財産法」に規定されている。「知的財産法」の特許・実用新案についての多くの規定は共通しているため、本稿では、まず特許について概要を説明し、その後、実用新案の特徴を紹介することとした⁴。意匠については、項を改めて述べたい。

2 発明

「知的財産法」によると、「発明」とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための製品又は方法の形態による技術的解決をいう。

発明として保護されないものとしては、①発見、科学的理論、数学的方法、②精神活動の実行、飼育動物の訓練、ゲーム、事業遂行を行うための計画、企画、規則又は方法、コンピュータ・プログラム、③情報の提示、④審美的特徴のみの解決、⑤植物品種、動物品種、⑥

⁴ 本稿の「特許・実用新案」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財产权制度および産業財产权侵害対策概要ミニガイド」の「ベトナム」の「制度ガイド」5頁～15頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって、微生物学的方法以外のもの、⑦ヒト又は動物のための疾病予防、診断及び治療が挙げられる。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。

3 特許を受ける権利の帰属

特許を受ける権利は、①自己の努力及び費用により発明を創作した創作者、又は②資金及び物的施設を創作者に対し職務割当又は雇用の形態で投資した組織又は個人に帰属する。

もし、国家予算からの資金並びに物的及び技術的施設を使用することによって発明が創作された場合は、政府に帰属する。

複数の組織又は個人が発明の創作において共同して創作し又は投資した場合は、それらの組織又は個人すべてに権利が帰属し、当該権利はそれらの者の合意によってのみ行使される。

特許を受ける権利は、登録出願中であっても、契約により他の組織又は個人に対し当該権利を譲渡することができ、また相続することも認められる。

4 出願

ベトナムは、日本と同様に、先願主義を採用している。

ベトナムに居所又は事業拠点を有しない出願人は、ベトナムの現地代理人を選任しなければならない。

出願後は、まず方式要件について審査される。

知的財産庁が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、通知日から1か月以内に補正をすることができる。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は拒絶される。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から19か月経過後に公開される。出願公開後は、一定の要件の下に、仮保護の権利が発生する。

なお、日本の特許庁とベトナムの知的財産庁は、2016年4月1日から特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。

5 審査

ベトナムでは、特許出願につき、方式審査のほか、新規性、進歩性及び産業上利用可能性についての実体審査が行われる。出願日又は優先日前に、ベトナム国内又は世界のいずれかにおいて、発明が開示されている場合、新規性は認められない（絶対的新規性）。

主な不登録事由としては、①情報の提示、②コンピュータ・プログラム、③発明、科学的理論及び数学的方法、④精神的行為、ゲームを行うため、又はビジネスを行うための計画、規則又は方法、⑤人間又は動物に対する疾病的予防、診断又は治療の方法、⑥公序良俗に反

する発明等がある。

実体審査を受けるためには、出願日又は優先日から 42 か月以内に審査請求を行わなければならない。第三者も審査請求を行うことができる。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知日から 2 か月以内に、補正書・意見書を提出して応答することができる。

6 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、特許付与の通知が発行される。この場合、出願人は、所定の期間内に、特許付与及び公告の手数料を納付しなければならない。手数料が納付された後、特許付与が工業所有権公報に公告され、特許証が発行される。

知的財産庁の決定に対しては、出願人又は第三者は、知的財産庁に審判請求を行うことができる。

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 20 年である。

7 実用新案

前述したとおり、「知的財産法」は、特許及び実用新案の両方について共通の規定を多く有しているが、ここでは、実用新案に特徴的な点について述べたい。

発明に実用新案権が付与されるためには、特許権の場合とは異なり、「進歩性」は不要であり、新規性及び産業上の利用可能性が必要とされている。

ベトナムでは、実用新案権の場合も実体審査が行われる（但し、進歩性については審査されない）。実体審査を受けるためには、出願日又は優先日から 36 か月以内に審査請求を行わなければならない。第三者も審査請求を行うことができる。

実用新案権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 10 年である。

IV 意匠

1 要件

「知的財産法」によると、意匠とは、「形状、線、寸法、色彩、又はそれらの組合せにより表現された製品の外観」をいう⁵。

意匠権が付与されるためには、新規性、創作性及び産業上利用可能性が必要である。

⁵ 本稿の「意匠」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ベトナム」の「制度ガイド」16 頁～20 頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

ベトナムでは、部分意匠制度は採用されていない。

2 出願

ベトナムでは、日本と同様に、先願主義を採用している。

ベトナムに居所又は事業拠点を有しない出願人は、ベトナムの現地代理人を選任しなければならない。

出願後は、まず方式要件について審査される。知的財産庁が、方式要件を満たすと判断した場合、出願番号が付与され、知的財産庁に受理された日から2か月以内に公開される。出願公開後は、仮保護の権利が発生する。

3 審査

ベトナムでは、意匠出願につき、方式審査のほか、新規性、創作性及び産業上利用可能性についての実体審査が行われる。出願日又は優先日前に、ベトナム国内又は世界のいずれかにおいて、意匠が使用等されている場合、新規性は認められない（絶対的新規性）。創作性は、新規性を喪失した意匠に基づいて当業者が容易に創作することができない場合に、認められる。

主な不登録事由としては、①物品の外観であって、当該物品の技術的特徴のみからなる意匠、②物品の外観であって、当該物品の使用中に視認できない意匠、③公共の又は工業上の建造物の外観である意匠がある。

意匠についても実体審査は行われるが、特許及び実用新案の場合とは異なり、出願人が審査請求を行う必要はない。

審査の結果、出願に係る意匠が、新規性、創作性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、所定期間に、補正書・意見書を提出して応答することができる。

知的財産庁の拒絶査定に対し、出願人は、知的財産庁に審判請求を行うことができる。

4 登録

登録要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、意匠付与査定が行われる。この場合、出願人は、所定の期間内に、意匠付与及び公告の手数料を納付しなければならない。手数料が納付された後、意匠付与が工業所有権公報に公告され、意匠特許証が発行される。

意匠権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から5年である。さらに5年間の更新が2回認められるため、意匠権の存続期間は、最長で出願日から15年間となる。

V 商標

1 商標

「知的財産法」によると、「商標」とは、異なる組織又は個人の商品又はサービスを識別するために使用される何らかの標識をいう⁶。

また、「団体商標」(当該標章所有者である組織の構成員の商品又はサービスを非構成員のそれらと識別するために使用される標章)、「証明商標」(出所、素材、原材料及び商品生産の方法又はサービス提供の方法、当該商品又はサービスの品質、正確度、安全性又はその他の特質に関する特質を証明するために、組織、個人が自らの商品又はサービスに使用することをその所有者により許諾された標章)、「連合商標」(同一所有者により登録される標章であって、同一か又は相互に類似し、同一若しくは類似の又は相互関連の商品及びサービスに使用される標章)及び「周知商標」(ベトナムの領土全域に亘って広く知られた標章)の概念も認められている。

2 出願

ベトナムは、日本と同様、先願主義及び一商標多区分制を採用している。

ベトナムに居所又は事業拠点を有しない出願人は、ベトナムの現地代理人を選任しなければならない。

出願後は、まず方式要件について審査される。知的財産庁が、方式要件を満たすと判断した場合、知的財産庁に出願が受理された日から2か月以内に公開される。出願公開日から、登録付与されるまでの間は、第三者は異議申立を行うことができる。

出願時に出願人が当該商標を使用している必要は無い。

3 審査

ベトナムでは、商標登録出願につき、方式審査のほか、絶対的不登録事由及び相対的不登録事由についての実体審査が行われる。

主な絶対的不登録事由としては、①識別力の無い商標の場合（但し、使用により識別力を獲得した場合は除く）、②周知である標識、記号、図又は商品の一般的名称の場合、③商品又は役務の製造時期・場所・方法、種類、質、特徴等からなる記述的商標の場合、④国際機関等の表象、旗章等と同一又は類似する商標の場合、⑤ベトナム又は外国の国家指導者、著名人の氏名、雅号又は肖像と同一又は類似する商標の場合、⑥商品又は役務の出所、性質、品質等について、消費者が誤認・混同するおそれのある商標の場合等がある。

主な相対的不登録事由としては、①同一又は類似の商品若しくは役務に関して、ベトナムで登録されている他人の商標と同一又は混同が生じる程度に類似する商標の場合、②他人

⁶ 本稿の「商標」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ベトナム」の「制度ガイド」21頁～26頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html



の周知商標と同一又は混同が生じる程度に類似する商標の場合、③保護されている商号と同一又は混同が生じる程度に類似する商標で、その商標の使用が商品等の出所について消費者を誤認させるおそれのある商標の場合等がある。

ベトナムでは、審査請求制度は採用されておらず、出願は全件審査される。

出願された商標が不登録事由に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から所定期間内に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、登録査定を受けることになる。登録査定謄本の送達日から所定期間内に登録料を納付することにより、商標は登録され、登録証が発行される。他方、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、最終的に、出願は拒絶されることになる。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、当該査定日から90日以内に、知的財産庁に対し、拒絶査定不服審判を請求することができる。

4 登録

商標権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から10年であり、10年ごとに何回でも更新が可能である。更新申請は、期間満了前6か月以内に行わなければならないが、満了後6か月以内は猶予が認められる。

登録後、登録商標が継続して5年以上使用されていない場合、第三者は、当該商標の登録取消しを請求することができる。

また、第三者は、商標登録の無効を知的財産庁に請求することができる。主な無効理由としては、①商標登録が法律に違反していた場合、②先行する商標権が既に存在していた場合、③商標権者が、出願により生じた権利を有していないかった場合等がある。無効審判を請求することができる期間は、悪意によって登録された場合を除き、登録日から5年以内である。登録の無効が確定した場合、商標権は登録日から存在しなかったものとみなされる。

VI 著作権

1 概要

著作権についても、「知的財産法」において規定されている。ベトナムはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はベトナムでも保護される。

2 著作物

著作物は、創作性のあるものであることが必要である。

著作物の種類としては、①文学的及び科学的著作物、教科書、教材及び文字又は他の記号の形態で表現されたその他の著作物、②講演、プレゼンテーション及びその他の演説、③ジャーナリズムの著作物、④音楽の著作物、⑤演劇の著作物、⑥映画の著作物及び類似の方法

により創作された著作物、⑦美術の著作物及び応用美術の著作物、⑧写真の著作物、⑨建築の著作物、⑩地勢、建築物及び科学的著作物に関する図形、スケッチ、地図、図面、⑪民俗芸術的及び文学的著作物、⑫コンピュータ・プログラム及びデータ編集がある。また、二次的著作物も保護される。

但し、①通信目的のみの情報、②法規書類、行政書類、その他の法務分野の書類及びそれらの公定翻訳文、③工程、システム、操作法、定義、原理、及び統計は、著作権保護の対象としての著作物には含まれない。

3 著作権

著作権者の経済的な権利には、①二次的著作物を創作する権利、②著作物を公衆に実演する権利、③著作物を複製する権利、④著作物の原本又は写しを公衆に頒布する権利、⑤著作物を、有線又は無線手段により、電子情報ネットワークを通じて又はその他の技術的手段により、公衆に伝達する権利、⑥映画の著作物又はコンピュータ・プログラムの原本又は写しを貸し渡す権利がある。

また、著作者人格権として、①著作物を命名する権利、②実名又は筆名を著作物に入れ、また、著作物が公表され又は使用されるときに実名又は筆名を掲載させる権利、③著作物を公表し又は他人に公表を委任する権利、④著作物の完全性を保護し、また、改作、損傷、歪曲又はその者の名誉及び威信を害する形態での変更に異議を唱える権利がある。

4 無方式主義

ベトナムでは、著作権は著作物が創作され又は表現された時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

しかし、著作権侵害を主張するためには、著作権の所有を裏付ける証拠として、著作物の創作プロセスの記録等を保存しておくことが重要といえる。

5 著作権の保護期間

原則として、著作物は、著作者の生存期間中及びその者の死亡の年から 50 年間保護される。共同著作者により創作された著作物の保護期間は、最後まで生存していた共同著作者の死亡の年の後 50 年目に終了する。

映画の著作物、写真の著作物、応用美術の著作物、匿名の著作物は、最初の公表日から 75 年間保護される。但し、映画の著作物、写真の著作物、応用美術の著作物が固定されてから 25 年以内に公表されなかったときは、当該著作物の固定から 100 年間保護される。

VII 営業秘密

1 概要

営業秘密についても、「知的財産法」において規定されている。

「知的財産法」によると、「営業秘密」とは、財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報をいう。

2 営業秘密の要件

営業秘密として保護されるための要件としては、①共通の知識でなく、また、容易に取得されたものでもないこと、②業として使用されるとき、それを所有又は使用しない者よりもその所有者に対して有利性を与えることができること、③それが開示されず、また、容易に入手することもできないように必要な措置を講じてその所有者が秘密を保持していることが挙げられる。但し、①個人的地位の秘密、②国家管理の秘密、③安全保障及び国防の秘密、④事業に無関係な他の秘密保持情報は、含まれない。

3 営業秘密の帰属

「知的財産法」によると、「営業秘密所有者」は、適法に営業秘密を取得し、かつ、それを秘密に保持する組織又は個人である。担当職務の遂行中に従業者により取得された営業秘密は、別段の合意がない限り、使用者に帰属する。

4 営業秘密の保護

営業秘密を保護するための登録等の手続は不要であり、それが秘密とみなされる限り、営業秘密は保護の対象となる。

また、実務上、労働契約や就業規則において、従業員の秘密保持義務が規定されるのが通常であるが、単に「従業員は、会社の秘密を保持する義務を負う。」と規定しただけの場合、秘密保持義務は在職期間のみにおいて認められ、退職後には秘密保持義務は認められないことにもなりかねない。したがって、「従業員は、その在職期間中及び退職後においても、会社の秘密を保持する義務を負う。」というように、退職後にも秘密保持義務は存続することを明記すべきである。就業規則の具体的な規定や個別的な特約によって一定の営業秘密の保持が約定されていると認められる場合には、その約定が必要性や合理性の点で公序良俗違反とされない限り、その履行請求や損害賠償請求が可能である。

VIII ライセンス契約

ベトナムでは、知的財産権や技術のライセンス契約については、「知的財産法」及び「技術移転法」に配慮する必要がある。なお、「技術移転法」は、2017年に改正され、改正法は2018年7月1日から施行される。旧「技術移転法」では、技術ライセンス契約を科学技術省に登録することは任意とされており、実際にも登録件数は極めて少なかったが、改正法は、外国とベトナムの間の技術ライセンス契約を科学技術省に登録することを義務付けた点に

留意が必要である。

「知的財産法」によると、工業所有権に係るライセンス契約は、①実施許諾者及び実施権者の完全な名称及び住所、②ライセンスの根拠、③契約の種類、④ライセンスの範囲（実施の制限、領域的制限）、⑤ライセンスの期間、⑥ライセンスの価格、⑦実施許諾者及び実施権者の権利義務を規定していなければならない。

そして、工業所有権に係るライセンス契約が規定に含めてはならない内容として、以下のものを挙げている。即ち、①標章以外の工業所有権を改良することを実施権者に対して禁止し、また、当該改良に関して無償ライセンスを付与し又は工業所有権の登録若しくは工業所有権を実施許諾者に対して譲渡することを、実施権者に対して強制すること、②工業所有権に係るライセンス契約に基づいて生産された商品又は提供されたサービスを、当該実施許諾者が関係工業所有権を保有せず、また、当該商品を輸入する排他的権利も有していない領域へ実施権者が輸出することに、直接的又は間接的に制限を課すこと、③ライセンスに基づいて生産された商品又は提供されたサービスの品質の保証を目的とせずに、実施許諾者から又は実施許諾者により指定された者から素材、部品又は設備の全部又は一定割合を購入することを実施権者に対して強制すること、④工業所有権又はライセンスに対する権利の効力を争うことを実施権者に対して禁止することである。以上の内容を規定した場合は、職権により無効とされる可能性がある。

IX エンフォースメント

1 総説

ベトナムの急速な経済発展に伴い、知的財産権侵害は増加傾向にあるが、摘発が追いついていないのが実状である。

ベトナムにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政的手段（行政摘発）、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置がある。

模倣品の摘発は、中国と同じように、行政機関による取締りが最も効果的であるといえるが、過料の額が少なく、抑止効果が低いことから、再犯がなされる可能性が高いという問題がある。

将来的には、権利者が民事訴訟提起・刑事告訴を利用するケースも次第に増えていくことになると思われる。

2 行政的手段（行政摘発）

知的財産権利者は、所轄官庁に対し、知的財産権侵害者に対する行政摘発を申請することができる。所轄官庁は、侵害された知的財産権の種類により異なる（例えば、商標権侵害の場合は、市場管理部、経済警察等である）。申請前に、被疑侵害者に警告状を送付する必要はない。行政摘発により、警告、過料、侵害品の没収、原材料・製造設備の没収、事業停止

等の処分を課すことができる。

3 民事的手段（民事訴訟）

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、逸失利益及び訴訟費用にかかる損害の賠償、侵害品の没収・廃棄処分を請求することができる。

しかし、ベトナムでは、これまでのところ、知的財産権侵害に関する民事訴訟は極めて少なく、知的財産権侵害者に対する効果的な手段とはなっていないのが現状である。

4 刑事的手段（刑事訴訟）

知的財産権利者は、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考える場合、捜査当局等に対し刑事告訴を行うことができる。

しかし、前述した民事的手段（民事訴訟）と同様、知的財産権侵害に関する刑事的手段（刑事訴訟）も極めて少なく、知的財産権侵害者に対する効果的な手段とはなっていないのが現状である。

5 税関による水際取締り

知的財産権利者にとって、税関による水際取締りを申し立てることは有効な手段であるといえる。即ち、知的財産権侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、権利者は、税関による差止を申し立てることができる。

知的財産権利者は、税関に対し、侵害物品の監視を申請することができる（監視期間は1年ごとに延長することができる）。税関は、権利者から申請された情報をもとに監視を開始し、権利侵害の疑いのある物品を発見した場合、通関を暫定的に停止し、権利者に通知する。権利者は、当該物品の差止を要求するか否かを決定し、通知後3日以内に税関に申立てを提出し、保証金を差し入れる。税関により差止が認められると、20日間以内の通關停止処分が下される。

X おわりに

以上、ベトナムの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるベトナムにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、ベトナムの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。①ベトナムは、急速な発展を続ける東南アジアの中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②ベトナムで知的財産権侵害対策をとることにより、中国で製造された模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果も期待できること等をも合わせ考えると、今後も、ベトナムの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思



われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14633』（経済産業調査会、2018年、原題は「世界の知的財産法 第19回 ベトナム」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。